

一五世紀末——一六世紀におけるパリ大学の特権

——王権との関係に着目して——

五 島 静 夏

はじめに

本稿では、パリ大学 Université de Paris と王権の関係を一五世紀末——一六世紀、特にルイ一二世 (Louis XII 在位 1498-1515) とフランソワ一世 (François I 在位 1515-47) の治世に重点を置いて論じていく。パリ大学と公権力との関係については、日本では一二世紀における教皇権力の関与を論じた大嶋誠の研究がある。⁽¹⁾ 中世およびルネサンス期については、ル・ゴフが整理している。⁽²⁾ これらの研究によれば、一五世紀半ばから一六世紀にかけて公権力は大学の「馴致」を達成した。大学は官僚の養成所、あるいは政府の下の思想統制機関となり、世俗公権力を助ける役割を果たすようになる。学生の出自にブルジョワおよび貴族の出身者が増えて、大学は指導的な社会集団へ組み込まれていくという。

西洋大学史研究の動向を簡単に確認しておこう。初期の大学史研究者の関心は、大学という制度の骨組みや起源を解明すること、ま

たはその学問内容を思想史上で位置づけることの二つに分かれた。このうち前者は教書や特許状、大学の規約から大学の組織図やそこで運用された制度を再構成しようとした。その代表ともいえる著作がラシュドール『大学の起源』⁽³⁾だ。

一九六〇年代以降、大学史に社会的観点を持ち込まれると、入学登録者、学生の出身地・出身階層、大学出身者の経歴などの計量的な分析が行われるようになる。もっぱら中世に注がれていた関心も、より後の時代を扱うことが試みられた。⁽⁴⁾ 近年では、ジャック・ヴェルジェが「学識者 gens de savoir」の層が中世末期に果たした役割を考察し、その文化がルネサンス期の人文主義者へ継承されてお
り、両者の間に断絶はないと述べている。⁽⁵⁾

しかし、日本における大学史研究は、今なお中世大学の研究とはほぼ同義である。そこで本稿では、『パリ大学特権選集』(Recueil des privilèges de l'université de Paris, Paris, 1674) を主要な史料として一五世紀——一六世紀を連続した視点で辿っていくことを試みた。同書

にはパリ大学の成立時からルイ一四世期までに発給されたパリ大学の特権に関する勅書・教書・判決等の文書が歴史叙述とともに収められている。特権の内容に即して分類した章立てとなっており、特別受審権、義務免除、教皇特権管理裁判官、国王特権管理裁判官、羊皮紙、ランディの入市、紙の七章構成である。羊皮紙・紙に関しては、本稿では「書物をめぐる問題」として一つの章にまとめて取り扱う。

第一章 特別受審権

(1) パリ大学の自律性

パリ大学が享受した特権のなかで最も重要なものは、特別受審権 *committimus* であった。大学はこの権利によって、教会裁判権に保護され世俗権力の支配から逃れたのである。

具体的にどのような特権なのか。近世フランスにおける王権の司法機関としてはまず高等法院 *Parlement* があり、パリ高等法院を頂点に複数の地方高等法院が存在する。その下級審がバイイ裁判所 *baillages*、プレヴォ裁判所 *prevôtes* である。ただしパリの場合はバイイ裁判所が存在せず、プレヴォ裁判所にあたるシャトレ裁判所 *châtelier* が高等法院の直接の下級裁判所となっている⁽⁷⁾。

通常の特別受審権とは、これらの下級審を省略して高等法院へ裁判を移送する権利を指す。特別受審権を与えられた者は自身が当事者となった訴訟を、高等法院の特別申請室 *Requetes du Palais* あるいは宮内裁判所 *requêtes de l'Hôtel* に持ち込むことができた⁽⁸⁾。ただし本稿で扱うパリ大学の特別受審権については、裁判の移送先は高等

法院ではなく、教皇特権管理裁判官 *conservateur apostolique* の開く法廷である。

この裁判官の存在こそ、大学が享受した自治権の要である。一七〇〇年、フィリップ二世の特許状およびその後の教皇勅書によって、パリの学生と教授はパリ司教 *evêque* とノートルダム大聖堂参事会の大法官 *chancelier* の管轄下に置かれることで国王役人の干渉を免れた。大学にとってのこの選択の魅力は安全、および聖職禄を保証される点にある。更に大学は司教および大法官に対して自律的な組織となることを目指した⁽⁹⁾。大法官らとの対立はパリ大学側の勝利に終わり、大法官と司教の権力は次第に弱められていった。

教皇と王は大学による自由の獲得に寛容であった。ところが教皇によって大学の特権侵害を扱う臨時の裁判所が設置され、これが常設化し特権管理裁判官の法廷となる。当初は教皇によって任命されていた裁判官だが、一七二六年以降は近隣地域のボーヴェ *Beauvais*、モーメaux⁽¹⁾、サンリス *Senlis* の司教のなから大学の代表によって選出されている。特権管理裁判官は副管理裁判官 *receveur*、書記 *scribe*、ないし書記官 *greffier*、検察官 *promoteur*、公証人 *notaires* と特別書記官 *greffier particulier* を任命し、大学に宣誓する⁽¹²⁾。彼らは定期的に、大学総会の行われるマテュラン修道院 *Convent des Mathurins* で法廷を開いた。

このように、パリ大学は教皇に対して自律性を保持することに努めていた。同時に、教会が分裂して以降の公会議やフランス国内の全国三部会 *Etats généraux* に参加して政治的な役割をも果たそうとした。特に公会議について、大学は教会全体の意見を代表する公会

議が教皇に対して優位にあることを主張し、教皇を頂点とする教会の中央集権体制に抵抗した。一四三八年のブルージュの国事詔書 *Pragmatic Sanction de Bourges* は、このような公會議主義を支持することを王権が表明したうえに、大学に非常に有利な権利を認めた。司教は学士たる聖職者 *clerus gradues* に、⁽¹³⁾ 下位聖職者に授与する聖職禄の三分の一を与えることとなった。また、高位聖職者は選挙によって指名されると定められ、教会の自由の獲得という点での成果も認められる。こうした活動に携わった司教が大学の特権保護の役に就いていた例も見られる。⁽¹⁴⁾

(2) 特権の認証

ルイ一二世がパリ大学の制度改革に着手したのは、一四九八年に即位してひと月後のことであった。国王が早々に大学に目を付けた背景にはいったいどのような状況があったのだろうか。

百年戦争末期にブルゴーニュ派の味方となったパリ大学であったが、戦争が終結するとその権利を制限されていく。大きな変化は、一四四六年に高等法院の管轄下に置かれたことである。シャルル七世からルイ一二世までの間に、パリ大学は王権によってその特権を縮小させられていった。王が企図した教皇特使エトゥートヴィルのギヨーム *Guillaume d'Estouteville* の大学改革は、寄宿制度を強化して大学内の風紀を正そうとするものであった。

しかし大学が「王の娘 *filie du roi*」あるいは「長女 *filie premiere née*」と称されるほどの権威を持っていたことを忘れてはならない。パリ大学は国王葬儀や入市式などの国王儀礼に参加し、社会秩序を

可視化した行列のなかで司教と並ぶほどの位置を占めた。こうした儀式における上席争いの記録も数多く存在する。⁽¹⁵⁾

ルイ一二世即位後の入市式におけるパリ大学の特権認証を見てみよう。入市式は一四世紀に生まれ、都市の諸特権と自由の保護を王が約束し、都市は王への忠誠を誓うことで両者の関係を維持・強化する機能があった。シャルル六世の治世からは「いともキリスト教的なる王 *le roi tres chretien*」という称号が登場し、入市式は宗教的性格を帯びた。聖体の上に置く天蓋を掲げ、国王の聖性と正統性を視覚的に示すようになったのである。⁽¹⁶⁾ 入市式に限らず、中世末期の国王儀礼は王を神聖化する方向で発展していった。

パリ大学もまた、特権を願ひ出る団体の一つである。大学役員は王に対して挨拶とお辞儀をしたあと、「彼らは余に対してつつましく、これに基づき恩寵と恵与が与えられることを求めた」⁽¹⁷⁾。ルイ一二世は「大学および下役から多くの形で生じ発せられた聖なる教義と善、利益」⁽¹⁸⁾のために大学に対して愛情を持っており、「とりわけこれに関して先王らの賞賛すべき徳義と功績が続くことを望むし、余の娘の嘆願と要求に寛大にも応えようとしている」⁽¹⁹⁾という。

王は「全ての、そして個々の前記特権、自由権、自主権、権利、慣習、しきたりは、余の先王によってパリ大学とその下役・奉公役へ与えられ、承認され、引き継がれ、認証される」⁽²⁰⁾と宣言し、以下に述べる王国各地の王権官僚に対して大学の持つ諸特権の尊重を求めた。

ここで命令を受けた王権機構の第一は高等法院および最高法院 *échiquier* である。当時の高等法院はパリ、ディジョン *Dijon*、ボル

ドー・Bordeaux、トゥールーズToulouse、グルノーブルGrenobleの五カ所にあり、加えてノルマンディーNormandieに巡回法廷として最高法院が存在した。

五つの高等法院は、一五世紀半ば以降に、既存の司法組織が王権機構へ転換されることで成立していった。⁽²¹⁾一三世紀に王領となったトゥールーズでは、地元の三身分の嘆願によって一四四三年に高等法院の設立が決定した。グルノーブルでは当地の司法機関ドーフィネ顧問会Conseil delphinai⁽²²⁾、ディジョンはブルゴーニュ公国時代の裁判組織を再編して高等法院が置かれた。ポルドー高等法院の設立経緯では、イングランド領時の裁判組織をどのようにフランスの司法組織へ再編するかが問題となっている。ノルマンディーの最高法院についても、一四九九年四月にルーアンへ固定されルーアン高等法院の下地となる。

次いで史料に現れるのは財務官僚である。会計院Chambre des Comptesの役人、財務官Trésorier⁽²³⁾そして租税総監督官général des financesが挙げられている。

財務官は王領地からの収入確保・支出監視など経営管理を業務とし、王領地を四分割した管区に各一名が配置された。租税院は租税に関する財政面・司法面の実務を担当し、その総監督官は各徴税区の徴税役人を監督する。彼らは組織図上は国王諮問会議の下に位置付けられていたが、シャルル七世期以降、一五二三年に国庫財務局Trésor de l'épargneが創設されるまで、王国財政を管理する事実上の専門家集団として機能した。

最後に各地のセネシャルSénéchalとバイイBailli⁽²⁴⁾としてパリ奉

行が命令の対象となった。本来はセネシャルとバイイの下位に属するプレヴォ裁判所であるパリ奉行がここで同等に並んでいるのは、パリにはバイイに相当する裁判所が存在せず、パリ高等法院が直接、パリ奉行の上級裁判所の位置に来るためである。

以上のように、各々が当地の組織を母体を持つものを多く含む諸集団に対して、王権はパリ大学の特権を損なわないよう命じた。多様な地方組織を束ねるため、パリ大学が添える聖性を王権は必要としていたのである。

(3) 特別受審権の改革

ルイ一二世は入市式の翌月にさっそく特別受審権に関する規定を公布し、パリ大学の改革に着手する。以下はその前文である。

これら諸特権の下、これに庇護され、かつて、学生ではないのにそう自称する者と同様、当該大学の教師および学生によって、数多くの民衆に対する乱用、悪事、余の臣民の迫害が行われた。同じく、証明書ないし保護によって彼らが行ったし実行している教皇および国王の特権管理裁判官への召喚ないし移送は、余の臣民をその通常の裁判権の外に置いているし、不当な所業をなしている。これに関して、余の臣民の救済のために命令を与えることが適切であり、必要である。このため、余は当該大学内のしかるべき職務を維持し、余の臣民に対する不当な乱用、抑圧、迫害が止まる権力を望むものである。⁽²⁵⁾

これによれば、王令が公布された理由は大学の教師と学生、またその身分を騙る者によって特権が乱用され民衆が迫害されることにあるという。都市の住民と学生の衝突は珍しいことではなく、居酒屋での学生の喧嘩や殺傷、国王葬儀における上席権をめぐる乱闘など、騒動の程度や当事者の階層は様々であった。

こうした暴力沙汰を予防しようといわれた学生生活の規律化も、一五世紀から見られるようになった現象である。一四五二年、王の企図によって枢機卿エトゥートヴィルが大学内部の規律化を進める改革を行い、学生たちは学寮 college ないし教育私寮 pedagogie への居住を義務付けられ、転出は禁じられた。一四九八年の規定にも、この点に関する条項が設けられている。学生は六ヶ月以上大学内に居住しなければ大学の成員の資格を認められず、特別受審権を行使することはできないという。六ヶ月とは、学寮に入ってから学生の身分証明書を獲得できるまでの期間である。この書類を手にしたとたん、学寮を出ていく学生は珍しくなかった。

一四九八年の規定は右の条項に加え、以下のように特別受審権を行使するための条件や違反した場合の処置を定めている。まず、身分証明書を持っていたとしても大学で日々学問を修めていなければ学生とは認められない。各学部に定められた在学期間を守ること。学生身分を詐称する者が特権管理裁判官下で起こした訴訟は、その者が主張する権利とともに撤回される。被告は行程が四日を超える距離からの召喚には応じない。大部分はエトゥートヴィルの改革の再確認だが、在学期間についてはこれ以降、留年が認められなくなった。

翌年、ルイ一二世は特権管理裁判官の管轄についても国王宣言で規定を設けた。彼は特権管理裁判官が「通常裁判官であるかのようにして、余の聖なる父である教皇のごとき裁判権を不当に得て」⁽²⁷⁾いると述べ、また大学の下役についても特別受審権を濫用しており、このことがエトゥートヴィルが定めた改革に反していると言及した。特別受審権とは民事事件においてのみ行使される権利であるが、特権管理裁判官は大司教区および司教区内で起きた刑事事件、そして聖職者、結婚、秘跡に関する問題といった教会裁判領域の事件を裁いていた。ルイ一二世は自身について「なぜならば、余は聖俗を問わず当該下役と余の他の臣民の保護者であり、庇護者であり、擁護者である」⁽²⁸⁾と述べており、それゆえこの問題に関心を示し、解決へ導くことを決意したという。

一四九九年に制定された内容は六項目から成るが、エトゥートヴィルの改革で定められた規則や在学期間の遵守など、前年のものと重なる部分もある。前年の規定を発展させたものとみることでもできるだろう。新しく組み込まれたのは、規則の対象を学生から大学の下役まで広げた点、そして教会裁判権の侵犯を禁じる点の二点である。特に後者は結婚や施療院に関する問題を扱うことを特権管理裁判官に禁じたほか、証言命令の行使にも触れている。証言命令とは、刑事訴訟を円滑に進めるために世俗裁判権が証言命令書を発行し、教会はそこに記された事項についての証言を、小教区教会 *paroisserie* の日曜のミサ後に会衆に求めるという制度である。聖俗の裁判権が錯綜するこのシステムは、教会裁判権の濫用を恐れる高等法院によって警戒された。

以上で見てきたように、パリ大学の改革はかつて王権がエトウー
トヴィルを經由して行った内部の規律化を、ルイ一二世が大学の庇
護者として直接行おうとするものであった。この変化は、王権が大
学に干渉する力が、パリ大学が高等法院の管轄下に置かれた一四四
六年から半世紀をかけて漸進的に強まっていったことを示している。

加えて大学は一四九九年に「講義停止権 *cessatio*」を喪失し、上
位権力に抵抗する手段を失った。講義停止権とは市当局や教皇への
抗議として、大学の教師・学生が講義を停止する、あるいは都市を
離れるといった行動に出る権利であり、この特権の制限に対して講
義停止したのが最後となった。講義停止を続けることが王の怒りを
買っている⁽³⁰⁾と見て取った大学の使節の判断で、パリ大学は前述の規
定を承諾したのである。

こうして特別受審権という大学の自治権の要は、世俗権力から大
学を守るものではなく、むしろ世俗権力との関係を尊重することで
獲得されたものであった。

一五一五年一月にフランソワ一世が即位すると、翌月にパリへの
入市式が行われた。大学はかつて国王が大学に対して個々に認めた
特権を一括して承認することを求めた。⁽³¹⁾ 個々の特権とはシャル五
世が一三六六年に認めた聖職禄所有者に対する税の免除および特別
受審権、一四八八年のシャルル八世による大学の下役の定員、ルイ
一二世が一五一三年に定めた書物の通関税の免除の三点である。史
料は一五一五年四月付けとなっており、請願が行われてから過去の
記録を確認していたものと思われる。

国王はパリ大学の持つ「純粹かつ清廉かつ完全なカトリック信仰

のいとも聖なる教義と、全ての学問の眞の輝きと光明⁽³²⁾」そして「大
きく、かつ広く、大学から出ていき、余の王位、王国、領地、王国
外の他の場所へ到達する、他の貴重な成果と数えきれない善⁽³³⁾」のた
めに、特権を承認した。

しかし翌年にフランソワ一世が教皇との間に締結したボローニャ
の政教条約 *Concordat de Bologna* は、大学を含むフランス教会を大
きく揺さぶる。一四三八年のブルージュの国事詔書以来、司教の選
出は聖堂参事会の選挙によって行われていた。司教は聖職禄授与権
を持ち、聖職禄の三分の一を「学士たる聖職者」、すなわち大学の
教師たちに確保する義務を負っていた。しかし政教条約が結ばれ
ば、司教や大修道院長などの高位聖職者の任命を国王が、承認を教
皇が行うことになる。教皇を尊重する形をとってはいしたが、王によ
るフランス教会の掌握を意味する条約だったのである。

政教条約への風当たりについては、その登記が一五一八年まで実
行されなかった事実が抵抗の度合いを示している。聖職者のみなら
ず高等法院も国事詔書の尊重を主張しており、王は二度も命令を出
して登記を強行した。パリ大学には総長の名前で檄文を貼り出す抵
抗者も現れ、印刷を請け負った業者も含め、犯人捜しが行われた。⁽³⁴⁾
しかし大学は、離散という抗議手段をすでに失っている。王に思想
問題に関する助言などはできても、それを強制する力はパリ大学に
はなかった。

第二章 義務免除

(1) 税の免除

本章では税・夜回りなどの義務を免除される特権を検討していきたい。一五世紀末—一六世紀においては、イタリア戦争（一四九四—一五五九年）を背景として王権が諸都市からの徴税を繰り返していた。また、戦時下という非常事態において、都市防衛・治安維持への民衆の関心も高まった。そうした状況下にあったパリ市当局と大学のあいだには、この特権をめぐる衝突が生じ、その度に大学は王権へ特権の確認を求めたのである。

政府が戦争費用を賄うために行ったのは、諸団体に対する課税、および租税システムをはじめとする中央集権的な行政改革であった。そのひとつが、一五二三年の国庫財務局の設置である。王権はそれまで複数の金庫に分散していた金銭の流れを、この再編によって一元的に把握しようとした。財務行政を担ってきた租税監督官と財務官の権限は縮小され、新しく設置された官職の国庫財務官 (*Treasorier de l'pargne*) が出納を管理するようになる。

一五二二年四月、ルイ一二世はイタリア遠征の費用としてパリ市へ四万リーヴルを求めた。市参事会は街区長、各街区の名望家との討議、王権との交渉を経て、最終的に三万リーヴルでこれを引き受ける⁽³⁵⁾。パリ市は市民から徴収した税でこの金額を工面することにした。翌年の四月、書籍商をはじめとする大学の下役はこの税を免除されるという国王宣言が公布される。大学宣誓書籍商らが、不当にも税の徴収があったと王に訴えたからである。

ここでパリにおける直接税の徴収がどのように行われたかを述べておこう。税の割り当ては、市参事会がパリ市内に一六ある街区の代表とともに決定する。中世に民兵組織を結成する単位として発生した街区という制度は一六世紀においても徴税や選挙に利用され、王権が都市民の意志をくみ上げる役割を果たしていたのである。市参事会は税の徴収を決定すると、街区長およびその下位区分におけるリーダーである中街区長 (*cinquantenier*)、小街区長 (*dixmier*) と、各小街区の名望家二名を招集した。彼らは小街区ごとに作成された住民と滞在者の名簿を用意し、ここから税を負担する能力のない者を除いていった。パリの行政システムは、住民同士に緊密なつながりがあり、これらの役職者や名望家が住民の状況をよく把握していることを前提に成立していた。

一五二三年四月の国王宣言は、まず大学の下役が三万リーヴルに関連する課税を免除されるとしている。加えてルイ一二世は下役に対する免除特権の確認を行った。特権は三項目からなり、第一に下役が書籍商二四人、製本屋二人、写本装飾師二人、写字業者二人、計三〇人からなること、第二に直接税・間接税・援助金などあらゆる徴収から下役は免除されること、第三に緊急事態を除いて夜回りに参加しなくともよいこと。さらに、大学から徴税しようとする都市に対して、下役が取引する書物に通行税を課すことが禁じられた。この国王宣言は高等法院と租税院、そしてパリ大学の特権管理を王から任されているパリ奉行へ向けられている。教皇特権管理裁判官が教会裁判によって大学を保護したのに対し、王が与えた特権の侵犯はシャトレ裁判所の長であるパリ奉行の管轄となっていた⁽³⁶⁾。シ

ャトレ裁判所は、一二六八年にパリ奉行エティエンヌ・ボアロー Etienne Bailleu が、パリ市における同業組合規約の提出を義務付けて以降、同業組合の規約を管理し、組合内で起きた裁判の上訴審として機能している⁽⁴⁰⁾。シャトレはパリ大学の下役についても、その権利の保護者としての役割を果たしていたのである。

一五二五年、フランソワ一世は、母であり摂政のルイーズ・ド・サヴォワ Louise de Savoie にフランスを任せ、即位後、半年でイタリア遠征に赴いた。これに先立ち、軍事費調達のための課税が再び行われ、六月二〇日、パリ市へ二万リーヴルが要求された。摂政ルイーズはパリ大学がその負担者から外されると一月に国王宣言を出し、パリ高等法院、租税裁判取扱役 *général sur le fait de la justice des aides*、パリ奉行に対して大学の構成員から税を徴収しないよう命じた。その構成員とは、「全ての下役、すなわち総長、博士、教師、教授、学生、役人⁽⁴¹⁾」および「評定官、弁護士と代訴人、印璽役、執達吏、書籍商、写字業者、写本装飾師、製本業者、紙業者、羊皮紙商、伝達吏⁽⁴²⁾」である。大学総長や博士、学生のほか、弁護士や執達吏、商人に関しては書物に関わる業種が大学の特権を享受していたことがわかる。

もしも彼らに対して税の徴収があれば、王権はその不都合を「即刻、取り除くし対処するし、または取り除かせるし対処させるし、あるべき最初の状態へ戻すものであり、金銭ないし担保物を彼らへ戻すよう実行あるいは許可する⁽⁴³⁾」こととした。支払った分を都市に大学へ償却させることが明文化されているが、このように大きな権利が先述の構成員に当てはまる人々すべてに適用されたのだろうか。

都市による徴収をめぐる大学・都市間の裁判の記録から検討している。

(2) 都市と王権の免除特権への態度

一五一九年に再びパリ市に対する一万五千リーヴルの要求が行われたことを契機に、高等法院で税の負担をめぐる裁判が開かれた。一五一五年の課税では高等法院に提出した大学の名簿を基に特権を持った人物を判断していたが、都市はその人々すべてが実際には職務に従事してはならず、必ずしも特権を認められないと主張したのである。高等法院は課税の対象となる人物・ならない人物をそれぞれ載せた名簿を大学に提出させ、これに基づいて都市が徴収を行うこととした。

しかし論争に決着はつかず、二年後、両者は再び高等法院で対峙した。名簿を審査した結果、都市は記載された一五〇人のうち紙業者と伝達吏については免税を認めないと結論づけていた。その理由として、これらの人々はパリにおける大商人であり、この人たちが除外されると「商人と細民しか残っていないほどであり、(中略)大学の伝達吏と紙業者であるために原告(パリ大学)が示した人々を切り離すことで、細民は非常に搾取されていると感じるだろう⁽⁴⁴⁾」と述べている。また、大学の免税特権についても、今回の徴収は一種の「恵与 *liberatie*」であり、彼らが免除されているところの「税 *impôt*」にはあたらないと主張した。更に都市は、紙業者と伝達吏は大学から特権を与えられているとしても、その商人としての側面を考えれば納税義務を負ったパリ市民であることに違いはなく、税

を払うべきだという。

これらの職業に都市の攻撃が集まった理由としては、大学の特権と結びついていた期間が比較的短く特権の主張に対して反論の余地があること、また支払能力があるのが誰の目にも明らかな富裕層であったこと、などが考えられる。学生と郷里の家族の間で行われる手紙や金銭のやり取りを請け負った伝達吏は、一四六四年にルイ一世によって設置された⁽⁴⁵⁾。一六世紀には自らは移動しない高級伝達吏と、人や手紙の運搬を引き受ける下級伝達吏とに分化していく⁽⁴⁶⁾。

一方の紙業者はパリの外に水車を所有し、印刷業の発展に不可欠な存在となっていたが、これらの土地の製紙工場は他ならぬパリ大学が設置したものであった。一三九八年にパリの製紙業者の同業組合が結成されている。一四八九年の特許状では、書籍商や羊皮紙商とともにトロワ Troyes・コルベール Corbeil・エソンヌ Essonne の製紙業者、計七人にも特権が与えられた。しかし、紙業者は、中世の写本制作業者に由来する職で構成された信心会には加わってはいなかった。

王権が課す直接税の額は、ルイ二世の治世末期から上昇していく傾向にあった⁽⁴⁷⁾。一五二一年に王権から四半期ごとに支払うよう諸都市に求められた税金は、一五二三年全体には総額一八万リーヴルにのぼった⁽⁴⁸⁾。聖職者も一五二三年に約一二〇万リーヴルの聖職禄十分の一税 *decime* を納めるよう求められ、一五三〇年代以降はこの税は定期的なものとなった⁽⁴⁹⁾。

パリ市は増大する支出に対応するため、新しい間接税の設定やパリ市債の発行による収入の増加を図った。間接税については、一五

一三年に一樽ハソルトと設定したぶどう酒税を一五二二年に一〇ソルへと値上げした⁽⁵⁰⁾。また、畜肉税 *paid fourche* の徴収に対して抗議する肉屋に対し、一五二三年、王は支払いを義務付けて違反者には禁固刑を科した⁽⁵¹⁾。

また、一五二二年にはパリ市債の発行が始まった。国王は畜肉税やぶどう酒税の収入を担保にパリ市から借入れ、都市は自身が債務者となった定期金の受領権を八、三三%の金利で都市民へ売却する⁽⁵²⁾。市民の借入金⁽⁵³⁾は王権へ渡り、王税収入は市への債務支払いに充てることとなった。

国家財政においてパリ市債の占める割合は増していき、開始当初は二〇万リーヴルだった金額は、一五四九年までに一年の国家予算八〇〇万リーヴル中一三六万八〇〇〇リーヴルにまで上昇している⁽⁵⁴⁾。パリ市における畜肉税およびぶどう酒税による収入の重要性は高まり、一五三〇年代、都市当局はこれらの税が王権の借入れの償却に充てられていることを度々帳簿で確認した⁽⁵⁵⁾。

その一方で、王権はパリ大学に間接税についても免除を認めている。一五三九年の畜肉税の免除の事例を見ていこう。

この年の六月二九日、王が七万二〇〇〇リーヴルを求めたことをきっかけとして⁽⁵⁶⁾、パリ市は大学に畜肉税を要求した。同年二月一七日に王はパリ大学の訴えを受けて畜肉税の免除を確認する。家畜の生死や輸送経路の水路・陸路を問わず、大学が家畜を運ばせる際⁽⁵⁷⁾に税はかからないとの宣言が出された。

間接税が都市の財源として大きな意味を持っていたことに加え、肉そのものの価値も高くなっていた。パリにおいて肉は低所得者で

も手に入る身近な食糧であったが、食肉の値段は人口が急速に増加する一五世紀後半から一六世紀にかけて高騰し、庶民による入手は難しくなっていた。これらの背景によってこの大学の免除特権は相対的に大きなものとなっていったのである。

市債の増加ぶりが示すように、パリにおける間接税の収入を減らす特権を認めることは、王権にとっては自らの首を絞める行為でもあった。それゆえ、畜肉税についての王の寛容な態度は直接税のときほど確固としたものではなく、「必要な限りで本状によって彼らからの税を免除し、免除する」⁽⁸⁸⁾、「違反が発見されたときは、彼らがいかにしても彼らの特権を享受できないこと、その場合彼らは余の恩恵の侵害者として前記租税の納税義務者であることを余は認める」⁽⁸⁹⁾というように、免税特権を剝奪することをほめかしているのである。

(2) 夜回りの免除

王権がパリ大学に約束した義務免除は税ばかりではなく、市民が都市内を警備する「夜回り *guet*」への参加義務にも及んでいる。先述の一五二三年の国王宣言でもルイ一二世が夜回りについて言及しているように、税の負担と夜回りは常に結びついて課された義務だったのである。

パリ市民の義務に対するイタリア戦争の影響は、税だけではなく夜回りにも表れている。

国内の諸都市は、戦争という緊急事態において防衛態勢に入ることを余儀なくされた。首都であるパリは、防衛のために市壁や道路

の整備に着手する⁽⁹⁰⁾。また、緊急の事態には市門を閉鎖し、街区長を通じて住民の人数と職業を網羅的に把握した。修道院と大学も、外国の学生および修道士の名簿を出すことが義務付けられている⁽⁹¹⁾。夜回りについては平時にも行われていたが、非常時のために各小街区の住民による巡回も行われた。

そもそも、夜回りととはどのような制度であろうか。パリには二種類の夜回りが存在し、一方は同職組合に属する者によって行われるメティエの夜回り、もう一方は国王役人による王の夜回りだった。前者はノートル・ダムの消灯の鐘を合図にシャトレへ向かい、当番制で都市の見回りを行う制度である。メティエの者たちは、四つ辻や橋など、市壁内に点在する各重要拠点に配備された。後者は巡邏隊長 *chevalier du guet* をはじめ、一〇人の騎馬巡査および四〇人の歩兵巡査が任務にあたる。メティエの夜回りが市内各地を重点的に警備したのに対し、こちらは隊長の指揮で市内一帯を巡回した⁽⁹²⁾。また、巡邏隊長らは給金を得て巡回の職についているという点でも、無給であったメティエのそれとは対照的である。

二つの夜回りを監督するのはシャトレの役割であった。一五四〇年一月に公布されたオールドナンスでは、両夜回りに参加する者たちはシャトレ裁判所の書記によって出欠を確認され、その記録が作成されることとなっている⁽⁹³⁾。また、正当な欠席理由もなく夜回りを休む者が多く見られるため、参加義務を怠る者には罰金として二ソル六ドニエが科された。ただし弓兵 *archer* や弩兵 *arbalétrier*、パリ市の街区長、パリ市を不在にしているパリ大学の執行吏と伝達吏といった職に就いている人々は夜回りから外された。

パリ大学はこのオールドナンスで免除を受けている者がこの二つの職のみであることを口実に、罰金を科されることとなった。パリ大学は夜回りの免除特権の確認を求め、王は一五四三年六月にそれを承認する。

この背景にあるのは、メティエの夜回りの参加者が減少していくことに対するシャトレの危機感であった。一五四九年、巡邏隊長が夜回り制度の改正を提案した際、彼はメティエの夜回りにおいて大学や都市の役職に就いている最も豊かな商人や親方がこの義務を免れており、他の職業の者も免除を申し立てて見回りの数が減ってしまったと述べる。最終的にメティエの夜回りは一五五九年にアンリ二世によって廃止され、代わりに王の夜回りが増強された。⁽⁶⁵⁾

第三章 書物をめぐる問題

(一) 大学と書物

大学周辺、とくにサン＝セヴラン教会 *Eglise de Saint-Severin* 周辺には羊皮紙商や製本業者、書籍商など、写本制作の店が集中した。完成した書物を扱う業者としては、中古の写本を委託して販売する書籍商 *livraire* と、学生に複製をつくるための写本を貸し出す原本貸出商 *stationnaire* がある。これらの商人が扱う書物は大学によって審査されたものでなくてはならなかった。

書籍商となるには大学に対して経営能力、支払能力があることを試験と保証金で示さなくてはならない。合格者は大学の定めた規則に従うと宣誓することで営業の許可を得る。販売する書物は大学によって審査され、商品の価格は四人の宣誓書籍商が設定した。⁽⁶⁷⁾

大学への服従を誓う代わりに、書籍商たちはパリにおける本の売買を独占することができた。それは国王によっても認められた権利であり、一四一一年にシャルル六世が書籍商の設置を承認する際に明言されている。⁽⁶⁸⁾ この勅書では、修道院や教会から写本を盗んだ者が、大学の書籍商に盗品を売り飛ばす事件が頻発していると述べている。こうした事態について、王が対処を求めたのは「当該当事者（パリ大学）に最も近い裁判官」であるパリ奉行であった。書物の転売を禁止し、違反者が現れた場合は、没収刑と王の裁量による罰金刑が科される。パリ奉行の裁判所であるシャトレ裁判所は、一二六八年にパリ奉行エティエンヌ・ボアローが、各同業組合の規約の提出を義務付けて以降、同業組合の規約の管理や、組合内の裁判の上訴審を担っていた。⁽⁶⁹⁾ 同時にパリ奉行は教皇による特権を保障する教皇特権管理裁判官に対して「王の特権管理裁判官」とされていた。パリ市セーヌ左岸に集中していた書物制作業者はサン＝タンドレ＝デ＝ザール教会 *Eglise de Saint-André-des-Arts* のミサを行い、「福音史家聖ヨハネ兄弟団 *confratrie Saint-Jean l'Évangéliste*」を形成した。構成員は書籍商のみならず、写字業者、写本装飾師、羊皮紙商、製本業者などいくつかの業種をまたいでいた。これらの職業が大学付近に現れた当初は明確な分業がなされておらず、兼業している者が珍しくなかったためである。

この信仰団が執り行うミサには、国王とパリ大学の名譽と繁栄、そして兄弟団内の相互扶助という目的があった。⁽⁷⁰⁾ 兄弟団は、構成員の減少や戦争・災害といった緊急事態に際してミサの開催が危ぶまれたときには、平時の会費に加えて臨時の分担金徴収を行うことが

許された。また、パリで開業する際には兄弟団に二四ソルを支払うこととなっていた。これらの徴収を行うのは、シャトレによって任命された宣誓書籍商の代表者であった。

(2) 羊皮紙の監視

羊皮紙は基本的にパリの外から搬入されており、大学は流入する羊皮紙を監督しようと努めた。四人の大学宣誓羊皮紙商とパリ大学総長が都市に入った全ての羊皮紙を検品し、大学に優先的に販売させるのである。宣誓羊皮紙商は羊皮紙の売買を行う商人を監督し、大学の統制を逃れようとする違反者が現れば大学総長に報告する義務を負った。⁽⁷⁾

羊皮紙が外部商人 *marchand foraine* によってパリへ運ばれてくると、まずはマテュラン修道院へ運びこまれる。そこで羊皮紙は宣誓羊皮紙商らによって審査される。彼らは大学総長とともに商品の羊皮紙の数を確認し、徴収する額を算出する。可と判断されれば、大学総長が商品の質を保証することを示す検印が押された。そのようにして大学総長は、羊皮紙一束につき一六ドニエの料金を徴収することができた。

パリ大学の学生たちが羊皮紙を入手するもうひとつの方法がランディの *大市 foire de Lendit* である。これは、パリ近郊サン＝ドニ *Saint-Denis* の六月の月上旬に二週間に渡って開かれた。この地の大市開催権を持っていたのが大学成立当初、大学を管轄下に置いていたパリ司教である。おそらくはそれゆえに、パリ大学はランディの大市においてもパリ市内と同様の監督権を持った。しかしこの大市に

おける一六ドニエの徴収権をめぐり、大学はパリ司教およびサン＝ドニ修道院長と争うこととなる。

羊皮紙の監督権をめぐる抗争は、結果としては大学が勝利した。修道院は一四五一年に自ら羊皮紙の検査を実施し、一四六三年には修道院が横領した羊皮紙を大学総長が押収した事件が起きたのである。⁽⁸⁾ この問題は第一にシャトレで審理され、その後修道院長によって高等法院へ控訴されて羊皮紙の監督権が争われることとなった。一四六五年に大学が特権を保持するという判決が出され、この問題は決着を迎える。

以上のように、パリ近郊における羊皮紙の流通はパリ大学の監督下に置かれていた。大学の勝利は一五世紀後半に入ってから世俗裁判権において獲得したものであり、大学が新たな保護者を世俗国家に求めた結果と見ることもできるだろう。こうして一五世紀半ばにパリ大学の羊皮紙の監督権はより強固なものとなった。

パリ大学は搬入される羊皮紙が全て大学の検品を通過することを徹底させようとした。それは、大学総長が羊皮紙一束ごとに徴収できる一六ドニエのためであった。一四七九年の高等法院の訴訟はこの点について議論を展開している。羊皮紙商たちは、大学が一六ドニエの徴収を正当化しようとしていると一貫して主張した。一〇年前に当時のパリ大学総長マルタンがこの不当徴収を開始してから、「都市と公共の事柄に多大な重要性を持つ商人が、そこ（パリ）に来ることを放棄してしまつた」というのである。しかし、この反発について大学は、この権利を手に入れて二〇〇年が経過しており、不当に新しく制定されたものではないと一蹴した。

この裁判で、大学はランディの都市についても羊皮紙の監督権を主張した。同都市で大学が担っている羊皮紙の値付けと一六ドニエの徴収は、その権利を自らのものにしよとしたパリ司教およびサン・ドニ修道院長を退けて認められたものであり、この権利は羊皮紙商たちが言うような新しい不当徴収ではなく、大学総長が享受して二〇〇年が経過しており正当であると述べた。

これに対し、羊皮紙商側は都市における大学の一六ドニエの徴収権について、徴収できるのは大学で売る羊皮紙についてのみであり、商人が持つ羊皮紙の在庫全部についてはないと主張した。徴収権を拡大しようとする大学と、抵抗する羊皮紙商という構図がここに浮かび上がる。議論は発端となった羊皮紙の横領問題の是非を超え、大学の羊皮紙に関する権限強化全般に及んでいる。問題の徴収制度はその後も継続したことが革命前の羊皮紙業のマニュアルで確認される。⁽⁷⁴⁾

パリ大学は、羊皮紙に対して有していた特権を司教勢力と抗争するなかで自ら固有の権利として認めさせていき、一五世紀後半から一六世紀にかけて、羊皮紙の統制権を王権の保護の下で強化していったのである。

さて、羊皮紙の監視システムは、一六世紀に入ってやや揺れを見せる。取引所であるマテュラン修道院がこの問題の焦点である。

もともと、この修道院はパリ大学成立期に神学の講義へ場所を提供した施設の一つであった。大学が団体としての権利を獲得していくにつれ、同修道院は講義に留まらず、大学構成者による総会や、第一章で触れた教皇特権管理裁判官の法廷としても利用されるよう

になる。すなわち、パリ大学の成立以降、マテュラン修道院は大学自治の拠点としての機能を持っていたのであり、その一つに羊皮紙の査定も含まれていた。

修道院がいつから羊皮紙の取引所として機能していたのかは判然としない。羊皮紙の査定および売買の場としてのマテュラン修道院は一六世紀までその役割を果たし続けた。しかし一五三八年三月、マテュラン修道院長が羊皮紙の荷卸しの場所を別に確保するか、部屋の使用料を支払うようパリ大学に要求した。⁽⁷⁵⁾同年六月には、年一八リーヴルの使用料を求めている。大学は移転も部屋代もともに拒否した。この問題は引き続き大学の代表者たちで検討することとなり、翌年一月一日の総会では、大学は部屋代を負担しないと決議した。一五三八—九九年に移転について議論が交わされ、パリ大学の伝統は手を加えられることなく生き残ることが決まった。一五四八年九月のアンリ二世による羊皮紙に関する特権認証では、従来の修道院を経由するシステムが追認された。最終的に、マテュラン修道院は一五八六年に取引場の提供を止め、羊皮紙の取引会場はアルプ通りのジュステイス学寮へと移された。

(3) 出版統制とパリ大学

フランスに初めて印刷所が設けられたのは、一四七〇年、パリ大学内でのことであった。ソルボンヌ学寮の学監ヨハン・ハイニンゲン Johann Heynlin がウルリッヒ・ゲーリング Ulrich Gering を招致し、学寮内に印刷所を設けた。⁽⁷⁶⁾四年後には二番目の印刷所がサン・ジャック通りで開業する。⁽⁷⁷⁾大学人を顧客として始まったパリの印刷業は、

法律家の需要も取り込んで法律書や文芸書も扱いはじめ、大学ではなく裁判所の周辺に店を置く書籍商も現れる。

こうした時期にはイタリア・ドイツにおいて教会権力による出版統制の動きが始まっており、例えば一四七五年に教皇がケルン大学に出版取締権を認めている。しかしフランスには教会による書物の規制はほとんど起こらず、出版統制の動きは一六世紀に入ってから本格化する。その理由については、パリにおける書物の需要が宗教関連の手引書・実務書であり、教会が警戒するような異端書がまだ現れていなかったという推察がある。それに加え、ヨーロッパ諸国が教皇に従う傾向があったのに対し、フランスでは教皇の優位性を認めない姿勢が色濃かったことも要因の一つであろう。こうした教皇の影響力を縮小し、国事詔書に基づくフランス教会の自由を守るという考え方を支えたのは、書物の検閲を担ったパリ大学神学部だったのである。

フランスで検閲が法制化され、悪書を本格的に警戒し始めるのは一五二〇年代以降のことである。当時ドイツではルター・Lutherが中心となって、国内ではモーにおいて教会改革の運動が活性化していた。一五二二年三月一八日、王が宗教書に対してパリ大学神学部の検閲を義務付けると、ルターの著作の審査を依頼されたパリ大学は、四月一五日、ルターに異端の判定を下した。⁽⁷⁹⁾ 異端弾圧の先鋒となったのは、神学部の監督役 *syndic* であり、モンテーギュ学寮長のノエル・ベダ Noel Bédac であった。その後も神学部はルフェーヴル・デターブル Lefèvre d'Étaples の著作を禁書に指定し、一五二三年までにエラスムス Erasmus やルフェーヴルの著作の告発を続け

た。⁽⁸⁰⁾

ただし、大学による一連の非難は法的な強制力を持たなかったことに留意したい。これらの告発の法的拘束力は高等法院の承認によって初めて生じる。⁽⁸¹⁾ また、高等法院には大学の判断を拒否することや、検閲者の任命に介入する行為も許されていた。パリ大学、特に神学部へ検閲に関して求められていたのは専門家による判断と威光であった。一六世紀初めの検閲体制は、パリ大学と高等法院の協同によって成立していたのである。⁽⁸²⁾

しかし、高等法院とパリ大学の協調関係は、一五二九年のルイ・ド・ベルカン Louis de Barquin の処刑を除いてうまくいかなかった。それは、政教条約をめぐって両者と国王が対立している状況が大きく影響している。

フランソワ一世は検閲制度を制定しながらも、ベルカンやルフェーヴルなどのユマニストを神学部の弾圧から庇護した。その政策は、ハプスブルク家との抗争や国内情勢に左右され、新しい思想に対する寛容と糾弾の間を行ったり来たりした。ベルカンは処刑されるまでに三度逮捕されたが、最初の二回は王の介入によって釈放されている。一五二九年の最後の告発では国王が介入するより早く高等法院が手続きを進め、処刑を行った。

ベルカンの三度目の逮捕では迅速な連携を果たしたが、王の介入に対して高等法院と神学部の対応は異なった。一五三三年九月一日、シャトレ裁判所の刑事代理官 *lieutenant criminel* が王姉マルグリット・ド・ナヴァール Marguerite de Navarre の著作を書店から押収した事件を見てみよう。高等法院は検閲を控えるよう神学部に指

示したが、神学部はこれを無視して告発を行った。⁽⁸³⁾ 大学はその責任を回避して神学部のみに戻した。高等法院は王との衝突に関して慎重であったが、神学部はあくまで非妥協的な態度をとっていたのだ。同年五月二十六日にはジェラルール・ルーセル Gerard Roussel がマルグリットに行った説教を非難したために監督役のペダが追放される。

検閲におけるパリ大学と高等法院の協同作業は、医学書の事前検閲に関する、一五三六年の高等法院の裁決から、その具体的な手順が窺える。⁽⁸⁴⁾ 国王の侍医を称するティボーという人物が逮捕され、その男が著した著作に出版の禁止が求められた。医学部の学問体系に即した医療技術以外は経験主義と呼ばれ、有害と見做されたのである。

高等法院は、被告と彼の著作について、次のような手順で取り調べを行うことを宣言する。まず、ティボーについては、一週間以内
に高等法院の評定官二名の立会のもと、医学部から派遣された「最も古参で経験を積み、有能であり、医学に関して理論的かつ実践的な」⁽⁸⁵⁾ 四人の博士によって取り調べを受けることとなる。博士は被告の行っている治療方法、書物の内容およびその論拠について尋問する。

ティボーの書物は、二名の評定官の立会のもとと医学部の代表三人によって調べられた。医学部の見解に基づき、出版の是非を評定官が判断し報告する。判決が出るまでの間、パリでティボーの著作を売することは禁じられた。この裁決は、さらに医学書を出版する者に対して、パリ大学医学部の博士三人による事前検閲を課した。

さて、書物の言語・分野・作品の時代を問わず、国内のあらゆる

出版物を対象とした法制度を国家が設けるのは一五三〇年代半ばを過ぎてからとなる。初めて国内の全出版物に及ぶ命令が出されたのは一五三五年のことである。

フランス国内の宗教情勢は、一五二〇年代における福音主義の活性化を経て、新教徒と旧教徒の対立が進行していた。一五三四年一月、王国内の各都市、および王妃が滞在していたアンボワーズ城へカトリック批判の檄文が貼りだされたことで、国王の新教徒への過激な弾圧が始まる。翌年一月三日、国王はフランスにおけるあらゆる出版を禁止した。二月二三日に王はこの命令を撤回し、王権の保証を受けた業者のみに印刷を許す体制を創ることを構想した。

それは高等法院に二四人の印刷業者を挙げさせ、そのなかから王の選出した一二人にのみパリでの活動を許可するというものであった。⁽⁸⁶⁾ 結局のところ、印刷業者の候補を選ぶ段階でこの構想は停止され、新しい出版監視体制は実現しなかった。書物の流通経路に干渉し、掌握を試みるという意味においての出版統制が法制化されるには、一五三七年の納本制度の成立を待たなければならない。

納本制度は、書物の言語、古典作品・同時代作品の区別、字体の種類や注釈・校正の有無を問わず、あらゆる書物に対し、販売の前の納本を義務付けた。提出された本は、王の側近でありプロワ城の王立図書館長のメランド・サン＝ジュール Melin de Saint-Gelais が確認する。特に外国で印刷された書物はその旨を報告した上で納本するよう厳命した。

大学が納本制度の史料上に登場するのは、今後その地で当該任務および保護を持つであろう他の人物、ないしこの目的で余の王国

の良き都市、大学の各々に有しているその代理および使者⁽⁸⁷⁾が王立図書館長ジュレの代理となる、と規定する部分のみであった。

出版統制の強化は、その後さらに進んでいく。シャルル九世は印刷許可の決定権が王権であると明確に示し、一七世紀には大学宣誓書籍商の特権がパリの書籍商全体に認められてパリ大学の書物世界における権威は瓦解するのである。⁽⁸⁸⁾

おわりに

パリ大学が有した最大の特権である特別受審権は、大学の自治に不可欠な権利であった。大学が近隣の司教のなから特権の保護者である裁判官を選出するシステムは、教会裁判権の保護を受けつつ、教皇の支配から離れた自律的な組織であろうと努めた結果であった。しかし百年戦争終結後、パリ大学は高等法院へ付託され、王権による秩序化が図られた。他方で王権は、特別受審権に手を加えながらもその特権を大学に認め続けた。「王の長女」とも呼ばれるパリ大学は、王国の領域が拡大していくさなかに、王の聖性を演出するには不可欠であったのである。

第二章では義務免除の権利を検討した。一六世紀にはイタリア戦争を背景とした臨時徴税に、都市とパリ大学の間で徴収をめぐる紛争が発生した。両者の争いになると、大学は王に特権の確認を申請する。王権におけるパリ大学の特権保護者はパリ奉行であり、シャトレ裁判所は同業組合の規約を管理するのと同様、パリ大学についてもその特権を管理した。

税と夜回りの免除は都市および王権にとって、財政難、そしてメ

ティエの夜回りの機能不全という状況のなかで不都合なものとして映っていたであろう。しかしパリ大学が特権を享受することに関しては、できるだけ問題を回避するような対応がとられている。大学の特権的地位は、相対的に上昇していたとみることができるところ。

第三章では書物とパリ大学の関わりについて述べた。中世パリにおいて羊皮紙と本の監督役を引き受けていたパリ大学は、一六世紀に始まった書物の検閲においてもその役割を与えられた。フランソワ一世が検閲を法制化した当初、出版統制は王権が一元的に行うものではなく、パリ大学の見解を王権が承認することで成立する制度だったのである。しかし検閲をめぐる両者の間の亀裂は大きく、ついには納本制度を皮切りに、王権は官僚機構による出版統制システムを構築していった。

以上、三つの側面からパリ大学の特権を検討してきた。教会裁判権に属しながらも教皇の影響力を排除しようと努めたパリ大学は、王権と相互に尊重し合う関係を保っていたが、百年戦争以後、世俗公権力の秩序に組み込まれ、またそれに対する抵抗手段も失った。しかし両者が特権を介して結びつく関係は維持されていた。パリ大学の霊的な威光は、国王の権威を飾ることとなった。書物の検閲に関しては、中世に大学を中心として形成された領域であるため、大学が諮問機関となるのは当然のことであった。

このように、フランソワ一世の治世におけるパリ大学は、王権に抵抗する力を失っていくが、王権の側も中世に大学の果たしていた役割を無視することはできなかったのである。

註

- (1) 大嶋誠「知識と社会—大学の成立と教皇の介入を中心として—」江川温／服部良久編著『西欧中世史』(中)—成長と飽和』(MINERVA 西洋史ライブラリー⑩)シネルヴァ書房、一九九五年、二〇五—二三〇頁。
- (2) ジャック・ル・ゴフ『もうひとつの中世のために』加納修訳、白水社、二〇〇六年、二四三—二四六頁 (LE GOFF, Jacques, *Pour un autre moyen âge. Thèmes, travail et culture en occident. 18 essais*, Paris, 1977)。
- (3) ヘースティングズ・ラッシュドール『大学の起源(上・中・下)—ヨーロッパ中世大学史—』東洋館出版社、一九六六—一九六八年 (RASHDALL, H. *The universities of Europe in the middle ages*, revis. by POWICKE, F. M., and EMDEN, A. B., 3 vols, Oxford, 1936)。
- (4) R.D. アンダーソン著『近代ヨーロッパ大学史 啓蒙期から1914年まで』安原義仁、橋本伸也監訳、昭和堂、二〇一二年、二頁 (ANDERSON, Robert David, *European universities from the Enlightenment to 1914*, Oxford, 2004)。
- (5) ジャック・ヴェルジェ『ヨーロッパ中世末期の学識者』野口洋二訳、創文社、二〇〇四年、二五六—二六六頁 (VERGER, Jacques, *Les gens de savoir en Europe à la fin du Moyen âge*, 2^e éd., Paris, 1998)。
- (6) 革命前には一三の高等法院、四の最高評定院 *Conseil souverain* が存在した(佐藤猛)「一五・一六世紀フランスにおけるついでもの高等法院—「地方高等法院体制」をめぐっての予備的考察」『秋大史学』五六号、二〇一〇年、一頁)。
- (7) 一五五一年にシャトール裁判所は上座裁判所 (*présidial*) に格上げされた (MARION, Marcel, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 2013 (réimpr., 1923, p. 88)。
- (8) 志垣嘉夫『フランス総和王政と領主裁判権』九州大学出版会、二〇〇〇年、一八九頁。
- (9) ジャック・ヴェルジェ著、大高順雄訳『中世の大学』みすず書房、一九七九年、二七頁 (VERGER, Jacques, *Les universités au moyen âge*, Paris, 1973)。
- (10) 同書、三三頁。
- (11) *Recueil des privilèges de l'université de Paris*, Paris, 1674, pp. 219-220 (以下 R.P.U.と略記)。
- (12) これらの役職は裁判官に任免権があり、その濫用によって膨大な人数になったために大学自身が制限を行い防衛措置をとらなくてはならなくなつた (*ibid.*, p. 228)。
- (13) オリヴィエ・マルタン『フランス法制史概説』堀浩訳、創文社、一九八六年、七二頁 (Olivier-Martin, François, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, 1951; MARION, *op. cit.*, p. 263)。
- (14) R.P.U., p. 225。
- (15) 一三八〇年の国王葬儀における上座争いについては、ヴェルジェの以下の論文を詳し (VERGER, Jacques, « Ribaudaille » ou « fille du roy » *de l'éducation*, no.118, 2008, pp. 35-38)。
- (16) 小山啓平『フランス・ルネサンス王政と都市社会—リヨンを中心として—』九州大学出版会、二〇〇六年、一〇六—一〇七頁。
- (17) « [...] en nous humblement requérant nos grace & libéralité leur estre sur ce impartie [...] » R.P.U., p. 27。
- (18) « [...] pour la Sainte Doctrine, biens & fruits qui sont venus & yssus d'elle & de ses Supposits en maintes manieres, [...] » *ibid.*, p. 27。
- (19) « [...] voulans en ce spécialement ensuivre les loüables vertus & merites de nosdits predecesseurs, & inclinans liberallement à la supplication & requeste de nostre dite fille, [...] » *ibid.*, p. 27。
- (20) « [...] tous & chacuns ledits Privilèges, libertez, franchises droitz, coutumes

- & usages à nostredite fille & à ses Suppositz & Serviteurs de ladite Université de l'Estude de Paris, donnez, accordez, continuez & confirmez par nos predecesseurs: [...] », *ibid.*, p. 27.
- (21) 佐藤寛『前掲書』一〇〜一〇〇頁°
- (22) 同書『一』一〜一三頁°
- (23) « [...] sous ombre & couleur de iceux privileges se sont par cy-devant faits plusieurs grands abus à la foule, travail & molestation de nosdits sujets, tant par aucuns eux disans Escholiers qui ne l'estoient pas, que par les Maistres & Escholiers esdites Universitez, ménement par vertu de leurs mandemens ou protection de Scholarité, citations ou renvois qu'ils ont faits & faies devant les Conservateurs desdits Privileges, tant Apostoliques que Royaux, en mettant hors nosdits sujets de leurs Jurisdiccions ordinaires, & faisant plusieurs autres exploits abusifs, esquels soit besoin, expedient & necessaire mettre ordre pour le soulagement de nosdits sujets. Pour ce est-il, que nous desirans pourvoir à ce qu'en entretenant l'exercice esdites Universitez tel qu'il appartient, lesdits abus, vexations & molestations indutes sur nosdits sujets cessent: [...] », R. P. U., pp. 28-29.
- (24) ランヌール『前掲『大学の起源』』三六〇〜三九一頁°
- (25) R. P. U., p. 29.
- (26) 自由学芸学部生は四年間、教合法・法学部生は七年間、医学部生は八年間、神学部生は一四年間とされた。教師に関しては大学に在籍している間は無期限で特権が認められ、二〇年間教え続ければ権利は永続的なものとなった (*ibid.*, p. 29)°
- (27) « [...] s'ils estoient juges ordinaires, & s'arrogent telle & semblable jurisdiction que nostre S. P. le Pape, [...] », *ibid.*, p. 30.
- (28) « Parquoy Nous qui sommes Garde, Protecteur & Defenseur desdits Supposits & autres nos sujets, tant Laiz qu'Ecclésiastiques: [...] », *ibid.*, p. 31.
- (29) 松垣『前掲書』一四四頁°
- (30) ランヌール『前掲『大学の起源』』三三三〜三三八頁°
- (31) R. P. U., pp. 33-36.
- (32) « [...] la tres-Sainte Doctine de pure, nette & entiere Foy Catholique, vraye clarté & lumiere de toute Science, [...] », *ibid.*, pp. 33-34.
- (33) « [...] avec les autres precieux fruits & biens innumerablez qu'ils ont perceu si grandement & largement yssir & venir d'elle, à nostre Couronne, Royaume & Seigneurie, & ailleurs hors nostre Royaume, [...] », *ibid.*, p. 34.
- (34) 渡辺一夫『泰西の日記』白水社、二〇〇三年（初版：一九六〇年）『五』一〜五五頁°
- (35) BONNARDOT, François (éd.), *Registres des deliberations du bureau de la ville de Paris Tome 1*, Paris, 1883, pp. 191-195.
- (36) 高澤紀昭『近世フランスの革命とモンパルナシエ秩序』岩波書店、二〇〇八年、二二一〜二三三頁°
- (37) 中街区の詳細は明らかになっていないが、小街区は一五六二年の史料で二二八存在していることが確認されている°。小街区は一であるいは複数の通りから構成された°。なお、二つの名称の直訳は五〇人組・一〇人組となり、街区の起源が民兵組織にあることを示唆している（高澤『前掲書』一一三頁）°
- (38) BONNARDOT, *op. cit.*, p. 196.
- (39) ただこの頃には、民事代官 lieutenant civil・刑事代官 lieutenant criminelle が実権を握り、パリ奉行は名誉職化していた（高澤『前掲書』三六三頁）°
- (40) 高橋清徳「中世パリにおける同業組合の制度的構造」『社会経済史学』五三巻三号、一九八七年、二〇二〜二四四頁°
- (41) « tous les Supposits dicelle, c'est à scavoir les Recteur, Docteurs, Maistres, Regens, Escholiers & Officers », R. P. U., p. 110.
- (42) « Conseillers, Advocats & Procureurs, Scelleurs, Bedeaux, Libraires, Escritvains, Enlumineurs, Relieurs de Livres, Papetiers, Parcheminiers, Messagers & autres Officers d'icelle Université, [...] », *ibid.*, p. 110.

- (54) « [...] mis ou donné leur avoit esté ou estoit, l'ostent & mettent ou fassent ostet & mettre incontinent & sans delay, à pleine délivrance & au premier estat & delà, & à ce faire ou souffrir, & à leur rendre leurs deniers ou gages, [...] » *ibid.*, p. 112
- (44) « [...] tellement qu'il ne reste que les Marchands & le menu Peuple, & en distrayant ceux que parties ont baillé pour Messagers & Papetiers de l'Université, le menu Peuple se trouveroit fort foulé. » *ibid.*, p. 115.
- (54) MARION, *op. cit.*, p. 372, pp. 446-447.
- (44) BÉLY, Lucien (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, p. 1006.
- (44) JOUANNA, Arlette, *La France du XVI^e siècle 1483-1598*, Paris, 2012, p. 196.
- (44) JACQUETON, G., "Trésor de l'Épargne sous François Ier (1523-1547)", *Revue historique*, tome 55, 1894, p. 7.
- (44) JOUANNA, *op. cit.*, p. 196.
- (44) BONNARDOT, *op. cit.*, p. 203, 273.
- (14) ISAMBERT, F. A. (dir.), *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, tome 12, Paris, 1828, p. 202.
- (14) JOUANNA, *op. cit.*, p. 198.
- (14) キリシタン博物館『前掲書』八八四頁。
- (14) BABELON, Jean-Pierre, *Nouvelle histoire de Paris. Paris au XVI^e siècle*, Paris, 1987, p. 327.
- (14) BONNARDOT, François (éd.), *Registres des délibérations du bureau de la ville de Paris Tome 2*, Paris, 1891, p. 211, 222.
- (44) R. P. U., p. 119.
- (44) *Ibid.*, pp. 118-120.
- (44) « ains en tant que besoin seroit, les en avons exempte & exemptions par cesdies presentes, [...] » *ibid.*, p. 119.
- (44) « [...] où le contraire seroit trouvé, Nous entendons qu'ils puissent aucunement jouir de leursdits Privilèges, mais soient en ce cas contribuables à ladite im-
- position, comme infracteurs de nos graces. » *ibid.*, p. 119.
- (44) JOUANNA, *op. cit.*, p. 200.
- (14) 複製『複製書』一一一—一一三頁。
- (14) *Ibid.*, p. 62.
- (14) ISAMBERT, *op. cit.*, p. 660.
- (14) 複製『複製書』六一—六三頁。
- (14) *Ibid.*, p. 64.
- (14) CHEVILLIER, André, *L'origine de l'imprimerie de Paris, dissertation historique et critique*, Paris, 1894, p. 303.
- (14) *Ibid.*, p. 303.
- (14) *Ibid.*, p. 304.
- (14) 複製『複製書』三〇三—三〇四頁。
- (14) *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, seizième vol., Paris, 1814, p. 669.
- (14) R. P. U., p. 167.
- (14) *ibid.*, p. 199.
- (14) « lesdits forains ont delaisé y venir, qui est le grand interest de la Ville & de la chose Publique. » *ibid.*, p. 173.
- (14) DE LA LANDE, M. *Art de faire le parchemin*, Paris, 1782.
- (14) R. P. U., p. 168.
- (14) CHEVILLIER, *op. cit.*, p. 26.
- (14) *Ibid.*, p. 66.
- (14) 二〇四系十『フランス絶対王政の書物と複製』(Study Series, No. 2) 1 種大学社会学古典複製センター 一九八二年 四頁。
- (14) 同書 五頁。
- (14) HIGMAN, M. Francis, *Censorship and the Sorbonne: a bibliographical study of books in French censored by the Faculty of Theology of the University of Paris, 1520-1551*, Geneva, 1979, p. 24.

- (81) *Ibid.*, p. 16.
- (82) 一五二五年に聖職者を裁く特別法廷の創設が教皇に申請された際には、高等法院と神学部から二人ずつ、計四人の裁判官で構成された (*Ibid.*, pp. 25-26)。
- (83) *Ibid.*, p. 31.
- (84) ISAMBERT, *op. cit.*, pp. 499-502.
- (85) « [...] des plus anciens, expérimentés et suffisans, tant en la théorique que pratique de la science de médecine, [...] », *ibid.*, p. 500.
- (86) *Catalogue des Actes de François Ier*. T. 3, Paris, 1889, pp. 23-24.
- (87) « de son commis et député qu'il aura pour cet effet en chacune des bonnes villes et universités de notre dit royaume, [...] », RENOUIARD, Augustin-Charles, *Traité des droits d'auteur, dans la littérature, les sciences et les beaux-arts*. Tome 1, Paris, 1838, p. 43.
- (88) 二宮『前掲書』八〜九頁。